



# 小橋敏弘の ニッポン大好き! Hello Japan ヨーロッパ在住40余年、外から見ていた日本!

## Vol.26 福祉国家スイスでは犬も税金を払います



読者のみなさんお元気ですか。

このコラムを執筆している2月15日のスイスの気温は2度です。まだまだ大変寒い日が続きますが、お天気はまずまずで、愛犬Eと今日も午前と午後1時間程度散歩しました。

この4月に古稀を迎える筆者ですが、老化は足からと昔の人は言っているので、一番お金のからない、愛犬Lucyと散歩をしながら老化防止をやっております。お金があればポルトガルとかスペインの温かい避暑地には行きたいのですが、年金生活者の筆者としてはなかなかそんな余裕はないのが実情です。



Dog loverの筆者は、今回もまた犬をテーマに、スイスならではの驚愕のトピックスをお送りします。

タイトルの、「スイスでは犬も税金を納めな

ければならない」は本当です。

州によって納税額は多少異なりますが、筆者のすんでいるZürcher州では犬一匹につき、年間120スイスフラン（日本円で24000円くらい）徴収されます。もちろん犬には支払い能力がないので、実際には犬の持ち主が支払います。

ここで筆者にはいくつかの疑問点が脳裏に浮かんできました。まず「課税対象が犬だけであつて猫は課税対象外」と言う事です。その理由を知りたい読者の方もいらつしやるかもしれませんが、それは後日またの機会に説明させていただきます。

たとえば我々人間が支払う所得税は、その人の所得の額に比例して納税額が定められますが、今回のテーマの「犬税」は一律犬1頭に対して課され、その犬の犬種とか体重にかかわらず課税されます。筆者はその点がおかしいと感じ

じたのです。

その理由は、うちの「Funky」の体重はわずか2.5キロ、その辺のどら猫より小さく体重がすくないのです。汚い話ですが、うちやおしっここの量も、そのへんの野良猫よりすくなく（笑）

、自然環境への負担ははるかに少ないのです。読者の皆さん、私の意見に同意されませんか。

次に非常に怒りを感じているのは、散歩道のいたるところに「犬に首輪をさせなければならぬ」と言う標識です。

自然動物保護や環境保護を理由に、犬に首輪をつける事が義務化されているのも事実です。もし散歩道でその標識に反して首輪をつけずに散歩していると、最大で200スイスフランの罰金がかかります。これまたおかしな話で、猫に関してはくびわをしなければならぬ規則がないのです。散歩道には多くの酪農をしている農家をよく見ますが、必ずと言ってよいほど犬と猫を飼っています。

これまた大変矛盾していて理解に苦しむのですが、その自然のど真ん中に家や納屋をもち酪農をしている「酪農家で飼っている犬は放し飼いが許され」、同じく猫も放し飼いが許されているのです。おかしいと感じられる読者の方が多いかと想像しますがいかがでしょうか。

詳しく説明すると、最初に書きましたスイス独特の「Hundegesetz」という犬法の法律設立の成り行きから説明しなければなりませんので、今回はその法律に関しましては参考文献を掲載させていただきます。

いかがでしょうか、今回のスイス独特の犬法、一度皆さんもスイスの綺麗な大自然だけでなく、そこに住む酪農家の生活や筆者のようにその周辺に住み、日々、その大自然と一緒に暮らしている愛犬家の日々の葛藤を少しわかっていたければ幸いです。

読者のみなさんのご意見やご質問がございましたら編集部までお願いします。

**参考文献です。興味のある方は読んでみてください。**

ドイツ語の「Hundegesetz」といわれ、日本語に訳すと「犬法」または「犬に関する法律」と訳されます。そしてこの法律は各州や自治体が制定する条例や規則であり、公共の安全や動物福祉を目的とした行政法になります。

### 犬税の課税額と課税対象

市町村 年間 Hundesteuer 備考

Stadt Luzern (ルツェルン市) 120 CHF

毎年5月に請求書が届く

Eggenwil (エッルツヴィル) 120 CHF (通常)

40 CHF (農業用の Hofhund) 農場犬は減額あり

### なぜ農場犬は減額されるのか

農業経営に必要な労働犬であるため農場犬は、以下のような農作業や家畜管理に不可欠な役割を果たします。

